

令和5年11月定例県議会付議案

議案第 1号 令和5年度鳥取県一般会計補正予算（第5号） ※物価高を乗り越える緊急対策

議案第 2号 同 鳥取県一般会計補正予算（第6号）

議案第 3号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

議案第 5号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 7号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第2号）

議案第 8号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 9号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）

議案第 10号 鳥取県情報公開条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例（県民参画協働課）

情報公開及び個人情報保護に関する審査請求に係る調査審議の適正化を図るため、鳥取県情報公開審査会に鳥取県個人情報保護審査会を統合し、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に改組する等所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県情報公開条例の一部改正

ア 鳥取県情報公開審査会を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に改める。

イ 審査会の所掌事務に個人情報の保護に関する法律の規定による審査請求に係る調査審議を加える。

ウ 委員の定数を7人以内（現行 5人以内）に拡充する。

エ その他所要の改正を行う。

②鳥取県個人情報保護条例の一部改正

ア 鳥取県個人情報保護審査会を廃止する。

イ 個人情報の保護に関する法律の規定による諮問は、鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に行うものとする。

ウ その他所要の改正を行う。

③鳥取県情報公開審査会又は鳥取県個人情報保護審査会の名称を鳥取県情報公開・個人情報保護審査会に改める等、関係する条例について所要の改正を行う。

[令和6年1月1日施行]

議案第 11号 鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例（医療政策課）

医療法施行規則の一部が改正され、病院の従業者に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

病院が有しなければならない従業者について、病床数が100床以上の病院にあっては、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を有しなければならないものとする。

[令和6年4月1日施行]

議案第12号 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例（まちづくり課）

鳥取市が、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行並びに盛土及び切土の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定める条例を制定することとしたことに伴い、鳥取市の区域を鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の適用外とする改正を行うものである。

[規則で定める日から施行]

議案第13号 鳥取県立産業人材育成センター条例及び鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例（産業人材課、県民参画協働課）

受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立産業人材育成センター（以下「センター」という。）の受講料の額及び保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の額を見直すものである。

（概要）

①鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正

センターの短期課程に在籍する者から徴収する受講料（規則で定める職業訓練に係るものを除く。）の額を、1時間につき300円（現行200円）に引き上げる。

②鳥取県個人情報保護条例の一部改正

保有個人情報の開示請求に係る手数料のうち、保有個人情報が記録されている文書等の写しの送付に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
重量が25グラム以下のもの	1件につき	560円	590円
重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき	600円	630円
重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき	620円	650円
重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき	690円	720円
重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき	730円	760円
重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの	1件につき	870円	900円
重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき	1,060円	1,090円
重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき	1,520円	1,550円
重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき	1,830円	1,860円

[令和6年4月1日施行]

議案第14号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（水産振興課）

市場施設のうちシャワーを廃止すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①市場施設の内容及びその使用料について定める規定中、シャワーに係るものを削る。

②その他所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

議案第15号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

鳥取県立中央病院において、認知症の早期発見及び早期治療のための検査並びに不妊治療における高度生殖補助医療の先進医療をより適正に行うため、使用料を新たに徴収するものである。

（使用料の概要）

設定

区 分		単 位	金 額
認知症ドック		1件につき	34,100円
認知症追加検査（人間ドック（併せてMRI検査を受ける場合に限る。）又は脳ドックに追加して行う場合に限る。）		1件につき	1,870円
子宮内膜受容能検査	初回	1回につき	110,000円
	2回目	1回につき	91,000円
	3回目以降	1回につき	36,000円
子宮内細菌叢検査	初回	1回につき	64,000円
	2回目以降	1回につき	40,000円
エンドメトリオ検査		1回につき	133,000円

[公布施行 ほか]

議案第16号 財産の取得（青谷上寺地遺跡保存用地）についての議決の一部変更について （とっとり弥生の王国推進課）

史跡青谷上寺地遺跡の保存、整備及び活用のため、本年度中に追加して用地を取得するものである。
（変更の概要）

相手方：変更前 鳥取市個人 ほか65名

↓

変更後 鳥取市個人 ほか66名

譲受財産：下表のとおり

変 更 前				変 更 後			
所在地	種類	数量	取得予定価格	所在地	種類	数量	取得予定価格
鳥取市青谷町 青谷字上寺地 4204番3ほか 101筆	土地	78,262.40㎡	1,109,773,448円	鳥取市青谷町 青谷字上寺地 4204番3ほか 102筆	土地	78,514.40㎡	1,113,203,448円

議案第17号 財産の取得（美術作品）について（美術館整備課）

取得の目的：美術品を収集するため、絵画を取得するものである。

財産の内容：紙本墨画 伊藤 若冲 作 「花鳥魚図押絵貼屏風」

取得予定価格：110,000,000円

契約の相手方：藤美術

議案第18～29号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定方法	指定管理者となる団体
18	鳥取県立米子産業体育館	公募	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
19	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）	公募	東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ
20	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）	公募	東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ
21	とっとりバイオフロンティア	指名	公益財団法人鳥取県産業振興機構
22	鳥取県立農村総合研修所	指名	鳥取県農業協同組合中央会
23	鳥取県立とっとり花回廊	公募	とっとり花回廊・地域活性化コンソーシアム
24	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
25	鳥取県立二十一世紀の森	公募	とっりの森を守り木を活かす会
26	鳥取県立とっとり出合いの森	公募	株式会社谷尾樹楽園
27	鳥取県立とっとり賀露かっこ館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
28	鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	指名	境港水産物市場管理株式会社
29	鳥取県立みなとさかい交流館	指名	境港管理組合

指定の期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（鳥取県立米子産業体育館は令和6年4月1日から令和9年3月31日まで）

議案第30号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（総合統括課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

- ・奈良県の関西広域連合への全分野参加に伴い、関連条項を改正する。
- ・外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴い、関連条項を改正する。

議案第31号 公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について（総合教育推進課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人に義務付けられていた年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価が廃止されたことに伴い、公立大学法人公立鳥取環境大学定款及び新生公立鳥取環境大学運営協議会規約について、所要の変更を行うものである。

議案第32号 当せん金付証票の発売について（財政課）

令和6年度宝くじ発売総額：53億円以内

（令和5年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第33号 令和4年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	414,389,076	393,528,429	20,860,647	6,724,979	14,135,668

特別会計歳入歳出決算額 (単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	1,632,955	1,493,573	139,382
公債管理特別会計	64,264,672	64,264,672	0
給与集中管理特別会計	27,770,812	27,770,812	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	118,739	36,831	81,908
国民健康保険運営事業特別会計	53,800,521	51,905,499	1,895,022
中小企業近代化資金助成事業特別会計	37,797	35,495	2,302
就農支援資金貸付事業特別会計	216,749	26,411	190,338
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	157,463	21,531	135,932
県営林事業特別会計	113,726	105,256	8,470
県営境港水産施設事業特別会計	245,818	238,197	7,621
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	298,128	1	298,127
港湾整備事業特別会計	126,223	116,932	9,291
収入証紙特別会計	1,090	1,090	0
県立学校農業実習特別会計	61,331	47,512	13,819
育英奨学事業特別会計	1,307,945	737,031	570,914

議案第34号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（財政課、教育センター）

次のとおり鳥取県義務教育諸学校教育情報化推進基金を新たに設置するものである。
(新たに設置する基金の概要)

名称	設置目的
鳥取県義務教育諸学校教育情報化推進基金	県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における通信端末機器の整備その他の教育の情報化の推進を図るための施策に要する費用に充てること。

[公布施行]

議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

職員の給与等に関し所要の改正を行うものである。

（概要）

①人事委員会の「職員の給与に関する勧告」を踏まえ、一般職の職員の給与等を改定するとともに、知事等特別職の職員の給与について、一般職の職員に準じて改定する等所要の改正を行う。

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

給料月額：国の俸給表に準じた給料表に改定する。

初任給調整手当：医師及び歯科医師の手当額の上限を引き上げる。

期末手当：支給割合を年 0.05 月分引上げる。

勤勉手当：支給割合を年 0.05 月分引上げる。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料月額：国の俸給表に準じた給料表に改定する。

期末手当：支給割合を年 0.10 月分引上げる。

ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

知事等の給与等について、アの改正に準じた改正を行う。

②地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたことに伴い、所要の改正を行う。

[公布施行 ほか]

報 告 事 項

報告第 1号 令和4年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額 (円)
原子力防災対策事業費	R3～R4年度	225,424,127
国際バカロレア教育認定準備事業費	R3～R4年度	73,751,700
生涯学習センター空調設備更新事業費	R3～R4年度	68,675,200

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年11月6日専決）（環境立県推進課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 12,003 円（県過失 1 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年8月29日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を直進する際、右方道路から左右確認を怠り右折進入してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年11月6日専決）（道路企画課）

和解の相手方：岡山県新見市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 85,000 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年6月8日、和解の相手方が、一般国道 181 号を軽乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年11月6日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市個人

乙 鳥取市個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 64,580 円を甲に、591,000 円を乙に、それぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和5年8月3日、一般県道樗谿公園線の街路樹が根の腐食により倒れ、通行していた和解の相手方甲が負傷するとともに、道路脇に駐車していた和解の相手方乙所有の軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。

（4）鳥取県税条例の一部を改正する条例（令和5年11月16日専決）（税務課）

地方税法の一部改正に伴い、条例の規定中引用する法律の条項を改めるものである。

[令和6年1月1日施行]

（5）鳥取県医療受給者証の返還等に係る過料に関する条例の一部を改正する条例 （令和5年11月16日専決）（家庭支援課）

児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定中引用する法律の条項を改めるものである。

[令和6年4月1日施行]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和5年11月16日専決）

（農林水産政策課）

和解の相手方：島根県松江市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 1,350,052 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年7月18日、中部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、視線誘導標及び道路案内標識に衝突した後、隣接する畑に転落し、同車両が破損したものである。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 2件